

事後調査の結果

調査項目	その他
予測した事項	環境保全のための措置の実施状況（大気汚染、景観、史跡・文化財）

1. 調査地域

事業区域のうち桁架設工事施行区域とした。

2. 調査手法

1) 調査時点

桁架設工事施行中随時実施した。

2) 調査地点

桁架設工事を実施した区域内及びその周辺で環境保全のための措置が実施されている地点とした。

3) 調査方法

現地調査及び工事関連資料により確認を行った。

3. 調査結果

1) 大気汚染

評価書に記載されている大気汚染に係る環境保全のための措置の実施状況を表 3-1 に示す。
 なお、本工事の実施期間中、大気汚染に係る苦情はなかった。

表 3-1 大気汚染に係る環境保全のための措置の実施状況

評価書の記載内容	事後調査時の実施内容
建設機械については、「排出ガス対策型建設機械指定要領（国土交通省）」に基づいて指定された排出ガス対策型建設機械を使用する。	本工事で使用したオールテレーンクレーンは650 t吊であり、この規格で排出ガス対策型建設機械に指定されている機種はないが、運転に際しては、アイドリングストップ、高負荷運転を避ける等排出ガスの低減に努めた。
工事の平準化を図り、工事用車両等の極端な集中を避ける。	調査時に施行中の工事は主桁架設工事 1 件のみであった。また、調査実施日に使用されていた工事用車両は桁運搬車両 2 台（1 組）のみであった。
工事用車両については、最新の排出ガス規制適合車を使用する。	本工事の実施期間中に使用した工事用車両は桁運搬車両であり、排出ガス規制の対象外であった。
工事用車両の車体やタイヤに付着した泥土等は洗浄する。	本工事では土工等はなく、泥土等が付着する要因はなかった。
工事用車両の駐車及び長時間の停車においては、アイドリングストップを厳守する。	桁運搬車両は、運搬時のみ稼働させた。
土砂運搬車両の荷台や施工ヤードの仮置き土砂は、粉じん防止用シートで覆う。	本工事で土砂運搬車両は使用されなかった。
粉じん等が発生しやすい工事用仮設道路は、必要に応じて仮舗装を実施し、土砂の積込み、積下ろし作業場においては、気象条件によって散水等必要な措置を講じる。	架設ヤード内には敷き鉄板を敷設し、粉じん等の発生を防止した。（写真 3-1 参照）
強風時に作業を中断又は中止するほか、工事用車両の低速走行を励行するなど、粉じんの飛散防止に努める。	本工事で粉じん等が発生することはなかった。
建設機械の複合同時稼働や高負荷運転を極力避ける。	建設機械の複合同時稼働は極力避け、クレーンの稼働に際しては極力高負荷運転を避けた。
施工ヤード近傍に人家や学校等が隣接する場合には、必要に応じて仮囲いなどを設置する。	桁の仮置きヤード、架設建設機械ヤード等、全てのヤードは全面仮囲いを設置した。（写真 3-2 参照）



写真 3-1 施工ヤード内の敷き鉄板の敷設



写真 3-2 仮囲いの設置状況

2) 景観

評価書に記載されている景観に係る環境保全のための措置の実施状況を表 3-2 に示す。
なお、本工事の実施期間中、景観に係る苦情はなかった。

表 3-2 景観に係る環境保全のための措置の実施状況

評価書の記載内容	事後調査時の実施内容
工事の施行中に仮囲い等を設置する場合には、可能な限り周辺の景観と調和を図るように工夫する。	仮囲いは白色に統一し、一部に透明のアクリル製を用いる等、周辺の景観との調和を図った。(写真 3-3 参照)



写真 3-3 仮囲いの設置状況

3) 史跡・文化財

評価書に記載されている史跡・文化財に係る環境保全のための措置の実施状況を表 3-3 に示す。

なお、本工事の実施期間中、史跡・文化財に係る苦情はなかった。

表 3-3 史跡・文化財に係る環境保全のための措置の実施状況

評価書の記載内容	事後調査時の実施内容
工事の施行時に新たに埋蔵文化財が発見された場合は、文化財保護法等に基づき教育委員会等関係機関と協議の上、適切な措置を講じる。	今回の工事区域で、新たに埋蔵文化財は発見されていない。